

北海道伊達高等養護学校「学校いじめ防止基本方針」

北海道伊達高等養護学校生徒指導委員会（兼いじめ防止対策委員会）

1 目的

この「学校いじめ防止基本方針」は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成 29 年（2017 年）3 月）及び「北海道いじめの防止基本方針」の改定（令和 5 年（2023 年）3 月）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定めるものである。いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関して総合的かつ効果的に推進し、生徒の尊厳を保持する。また、全ての生徒が、「自分が必要とされる存在である」と感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校と関係諸機関が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義について

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等該当生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じるもの」とする。

(2) いじめの内容について

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない『いじめ』」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う『いじめ』」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する。

(3) いじめの要因について

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ・いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為がやんでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」

を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

3 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、職員室や寄宿舎の全職員はもとより、保護者や地域住民、関係機関等が協力していじめの未然防止、早期発見、早期対応に全力で取り組む。

(1) 未然防止のための取組

- ・日常的なにいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との学校としての姿勢を全校生徒に伝える。
- ・いじめの傍観者とならず、勇気をもって教職員に報告するなど、いじめをやめさせるための行動を取ることの大切さを伝える。
- ・教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするこのないよう細心の注意を払う。
- ・ホームルーム活動や道徳等で生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるようにする。
- ・一人一人を大切にした自尊感情や自己有用感を高める分かりやすい授業づくりを進める。
- ・「気に掛ける」「目を掛ける」「声を掛ける」の3つを実行する。
- ・職員による休憩時間等の校内巡視を行う。
- ・いじめ防止、適切なコミュニケーションを図るための学年集会等による生徒同士の話し合いを行う。
- ・生徒の交友関係による心理的な不安にきめ細やかに教育相談を実施する。
- ・生徒会によるいじめ防止運動（挨拶運動、ポスター掲示など）を実施する。

(2) 早期発見のための取組

- ・日頃から各学級・学年・寄宿舎において、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・日頃から、生徒からいじめに関する情報を得やすいよう、生徒との信頼関係の構築に努める。
- ・休み時間や放課後、寄宿舎において、生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面接や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・学年部会等を通じて、生徒についての情報共有に努める。
- ・インターネットによるいじめについては、ネットパトロール（教務部情報管理担当）を定期的の実施し、生徒のネットコミュニケーションを見守る活動を行う。
- ・年2回のアンケート調査等による実態把握に努める。
- ・各学級担任及び寄宿舎との連携、学年主任及び寮務主任への相談、教頭への報告・連絡・相談をきめ細やかに行う。

(3) 早期対応のための取組

ア 正確な実態把握

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止める。
- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめに関わる生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

イ 「学校いじめ対策組織」による学校としての取組

- ・「学校いじめ対策組織」の構成員は、「生徒指導委員会（兼いじめ防止対策委員会）」の構成員（教頭、生徒指導主事、当該学年主任、舎監、（舎生活部長、各学年生徒指導部員、その他関係職員（学級担任、（舎）棟主任、（舎）グループ担当）に加え、必要に応じて学校運営協議会の委員や弁護士、警察、民生委員等の外部専門家に協力を依頼する。
- ・「学校いじめ対策組織」が中心となり、いじめられた生徒やいじめた生徒、その保護者への対応を迅速に行う。その際、正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（※「学校いじめ対策組織」の構成員の役割分担や主な活動・取組については、別紙 1 を参照）
- ・「学校いじめ対策組織」が中心となり、北海道教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無を確認し、必要な場合は迅速に連携を取る。特に「いじめの重大事態」の疑いが生じた場合は、北海道教育委員会に速やかに報告を行う。

【「いじめの重大事態」の定義】（「いじめ防止対策推進法」第 28 条より）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※上記①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

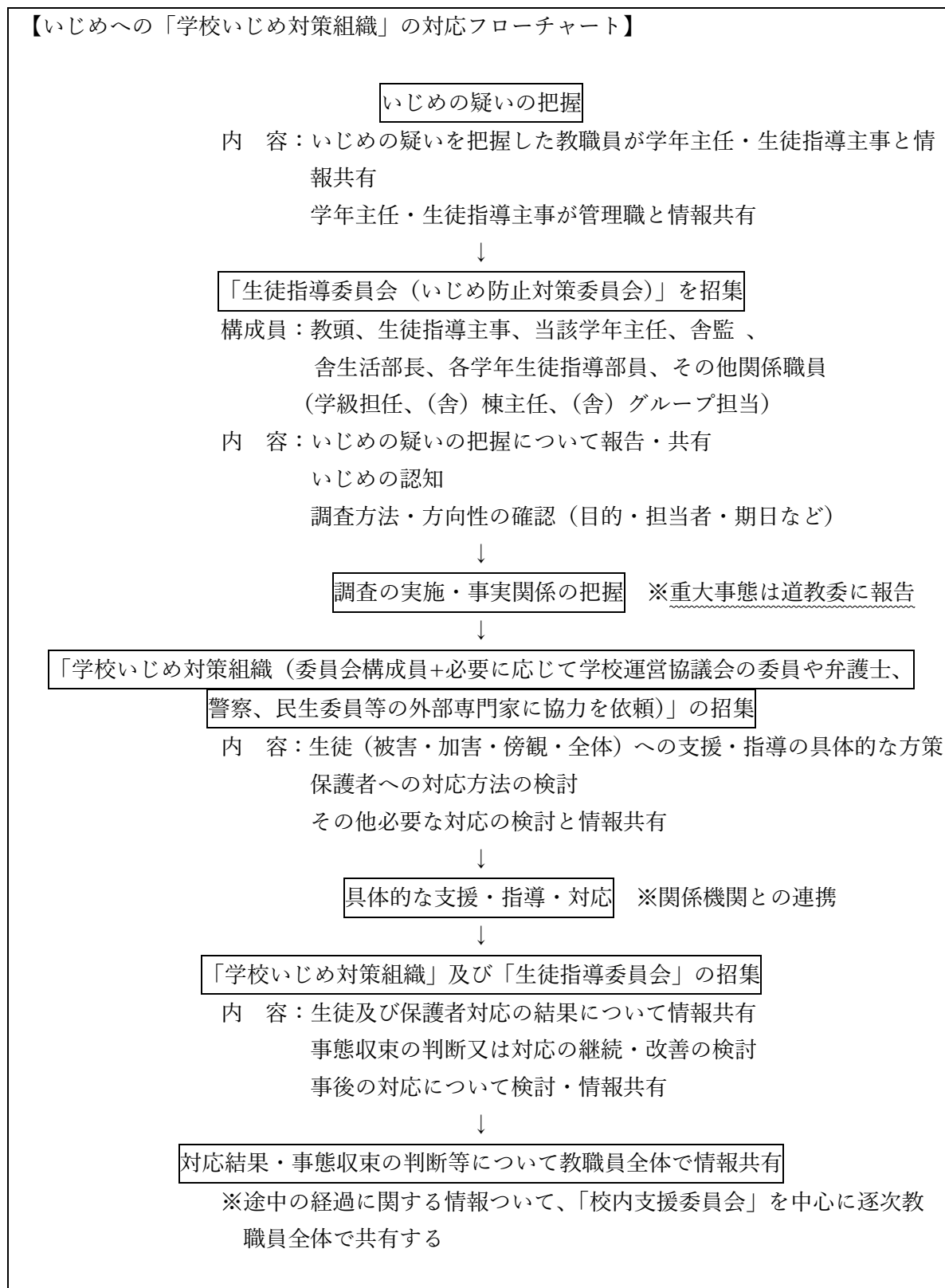
などが該当する。

※上記②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応する。

- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を把握し、被害者に着目して、いじめに当たる

か否かの判断をする。

【いじめへの「学校いじめ対策組織」の対応フローチャート】



ウ 生徒への指導・支援

(ア) いじめられた生徒への対応

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

(イ) いじめた生徒への対応

- ・いじめ生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所管警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

(ウ) いじめを見ていた生徒への対応

- ・各学級や寄宿舎で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、教員や寄宿舎指導員に知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

エ 保護者への対応

- ・「学校いじめ対策組織」の方針のもとに、電話連絡や家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に学校としての方針を伝える。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

(4) 留意事項

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ・指導記録や保護者との対応の記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級・就職に当たって、適切に引き継ぎを行う。

3 いじめ対策に関する校内研修

- ・職員研修の中で、いじめ防止に関する法令法規や生徒理解につながる教育相談などの技法、事案対処等に関する内容を取り入れる。
- ・事案が発生した場合には、職員間で対応策も含めて情報共有し、その事案の解消はもちろんのこと、今後の未然防止や早期発見・早期解消に資するものとする。

4 いじめ防止に関する年間指導・業務推進計画

月	生徒への指導の場	生徒の居場所・絆づくり	教職員の情報共有の場
4	入学式 学校生活オリエンテーション 新入生歓迎会、始業式 生徒への「学校いじめ防止基本方針」の配付・説明	(通年) ホームルーム活動 分かりやすい授業 放課後活動 ・部活動 ・各種委員会 ・生徒会活動 (不定期) 学年集会 個人面談	(通年（会議）) 職員会議 校内支援委員会 学年部会 学科部会 分掌部会 舎務会議 舎務打ち合わせ (通年（会議以外）) いじめ防止に係る研修 校内巡視 授業規律 ネットパトロール
5	生徒総会		
6	陸上記録会、いじめ調査①（道教委）		
7	非行防止教室、夏休みの指導 終業式		
8	始業式		
9	現場実習		
10	現場実習		
11	学校祭、いじめ調査②（道教委）	【保護者との連携】 保護者への「学校いじめ防止基本方針」の配付・説明 三者懇談（学級担任、舎室、保護者） 全体懇談 個別懇談 【生徒理解】 学級経営案による個別の状況の交流	
12	生徒会役員選挙、冬休みの指導 終業式		
1	始業式		
2	生徒総会、現場実習		
3	卒業式、修了式		

5 本校「学校いじめ防止基本方針」の周知や点検

- ・本校「学校いじめ防止基本方針」の周知について、本校ホームページで公表し、生徒・保護者・地域住民が容易に確認できるようにする。
- ・本校「学校いじめ防止基本方針」の点検について、関連法令法規の改定に合わせて整合性のチェックを行うことはもちろんのこと、生徒・保護者・地域住民に記載内容についてアンケートを取るなどして、意見を内容に反映できるよう努める。

（令和2年（2020年）3月改定）

（令和5年（2023年）9月改定）

（令和5年（2023年）11月改定）

【別紙 1】

「学校いじめ対策組織」の構成員の役割分担や主な活動・取組について

1 構成員と役割について

構 成 員	役 割
管理職	・学校経営の基本方針（グラウンドデザイン・学校経営シラバス）を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成
生徒指導主事	・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係機関との連携・調整 ・全校集会（始業式・終業式等含む）や、生徒指導部からの便り、学校のホームページ等で、学校はいじめ防止等への取組について情報発信
学年主任	・学級担任をはじめとした当該学年教職員と、生徒指導主事・管理職との情報共有 ・主に当該学年に関わる校内巡視等での情報収集 ・学級担任をはじめとした当該学年教職員と、生徒・保護者対応（聴き取りや調査等含む）
学年生徒指導部	・生徒指導主事を補佐し、当該学年における生徒指導事項の連絡・調整・原案作成
舎監	・教務側と舎務側との情報共有
（舎）生活部長	・寄宿舎における生徒の情報提供及び寄宿舎での生徒対応
学校運営協議会委員	・臨床心理士等の学識経験者、地域の関係機関代表者等の知見からの指導・助言や学校の対応への協力
警察署	・特に刑事案件や行方不明案件についての捜査等の協力
弁護士	・特に法務に関わる案件について連携・協力

2 「学校いじめ対策組織」の主な活動や取組

- (1) いじめ相談・通報の窓口になる。
- (2) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録，共有を行う。
- (3) いじめの疑いの情報があったときには、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。